



幌加内小学校いじめ等防止基本方針

平成26年4月

(平成30年4月改訂*)

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行われなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす人として許されない行為だということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として実施しなければなりません。

更に、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、幌加内小学校、家庭、地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの基本認識

本校全教職員は、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定めます。いじめの基本認識は、次のとおりです。

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれに役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) けんかもいじめに、なり得る。*

2 いじめの未然防止

幌加内小学校は、いじめの防止等の対策のため、次のことに組織的に取り組みます。

(1) 教職員の気づきを生かします

- ①児童とともに考え、笑い、涙し、怒り、場をともにして様々な言動から個々の児童が置かれた状況や精神状態を把握することに努めます。
- ②児童対象アンケート調査と面談を定期的に行い、早期発見・解決につなげます。
- ③児童の様子やよさ、問題行動の芽について会議や打ち合わせなどで交流を図って、情報の共有に努めます。

④得られた情報を保護者と共有し、連携して早期発見・早期指導につなげます。

(2) 心の居場所づくりに努めます

- ①分かる楽しい授業づくりに努め、やればできるという自己有用感を高めます。
- ②学級活動や学校行事などの活動を工夫して、「私は認められている」という自己肯定感を高めます。
- ③生命や人権を尊重し豊かな心を育むため、人権教育・道徳教育の充実に努めます。

(3) いじめ防止対策推進委員会を設けて防止と対策に努めます

【いじめ防止対策推進委員会】

- ◎校長・教頭
- 生徒指導部長
- 低・中・高学年学級担任代表
- 養護教諭
- *関係する学級担任

生徒指導係 各学級

児童会

P T A

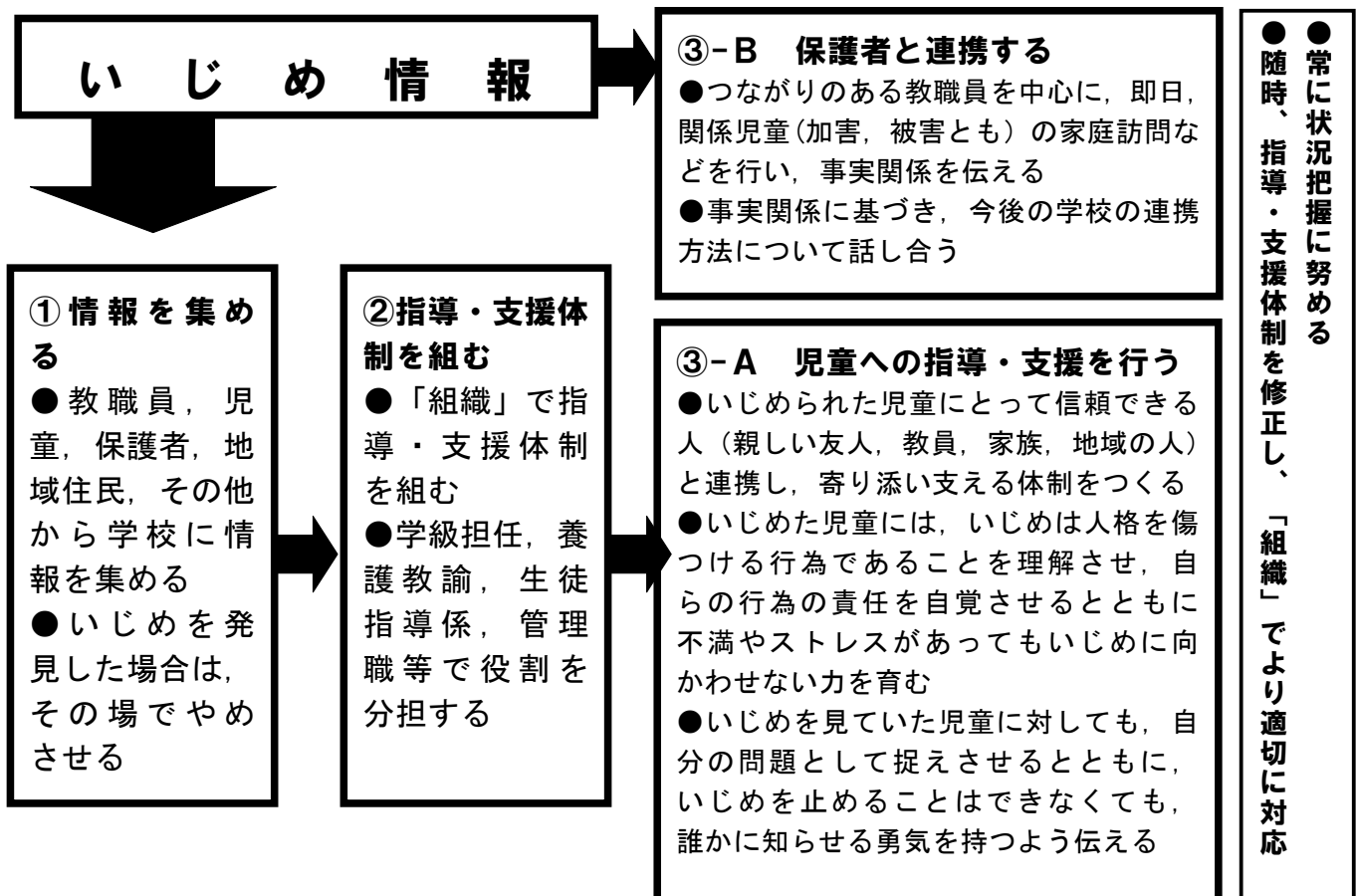
◇いじめ防止・対策推進委員会の会議内容や事案に対する対応は、職員会議で報告し、周知徹底と統一した取組を実行します。

関係諸機関

- 幌加内町教育委員会
- 幌加内町保健福祉課
- 民生委員児童委員
- 幌加内駐在所
- 上川教育局
- ・その他

3 組織的ないじめ対応

次の基本的な流れにより、いじめ問題の早期解決に取り組みます。



4 いじめの解消*

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。(3ヶ月が目安)
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(本人・保護者へ確認)